

審査 ピックアップ 議案 第4号

菊川市犯罪被害者等支援条例の 制定について

犯罪被害者等基本法に基づいて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として制定されました。

⑨ 第7条に『市は犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置する』とあるが、どこに開設するのか。また、規則は確認できないか。

うことや家事、育児、就業、介護等に必要な物品の貸与を考えている。

⑩ 窓口は地域支援課に設置する。規則は例規担当とパブリックコメントの内容の反映について調整を行っている。

⑪ 時効、遡及という問題は、条例でどう扱うのか。

⑫ 警察の心理カウンセラーが対応すると認識している。子どもの場合、学校カウンセラーがフォローを行う。その他の支援として、捜査機関、行政機関、医療機関等への移動等に付き添

⑬ 事件・事故の時効については、この条例は被害者等支援であり、該当しないと考える。遡及については、附則の経過措置で「施行の日以降に発生した犯罪等による被害について適用する」となっており、見舞金の給付のみは遡及適用せず、この条例の施行日以降に発生した犯罪による被害について適用する。

代表質問 一般質問

議会の映像配信をご覧いただくには

菊川市議会 検索

まずは、菊川市ホームページ内菊川市議会トップページへ

ここをクリック

生中継はこちらからご覧になれます

録画映像はこちらからご覧になれます

本会議の生中継や録画映像をインターネットにより配信していますので、ぜひご覧ください。また、会議録はホームページ、市役所4階議会図書室、菊川文庫、小笠図書館で閲覧できます。

代表質問とは？

2月定例会において、市長の施政方針および予算編成方針の内容や考え方を、会派の代表者が質問します。
質問会派：
「市民ネット」「みどり21」

一般質問とは？

市議会議員が市に対して、市民の皆さんの生活にかかわる大切なことを質問します。
あなたの生活にかかわる質問はありますか？
※議員名の下の（ ）は、所属する会派または政党を示します。

質問議員：9名 質問数：15問